

自動車税のお支払いは、お済みでしょうか？

自動車税は、毎年4月1日現在の登録名義人等に課税されます。

納税通知書は、5月1日に送付しました。

自動車税は車検時に納めればよいと思っていませんか？
残念ながら、毎年多額の自動車税の滞納が発生しています。
東京都は、納期限内に納税した人との公平性を確保するため、
督促・催告しても納税されない滞納者に対し、
法に基づいて厳正な滞納処分を行っています。

車検時納付は
納税される方にとっても、
大きな損失となります。

ご存知ですか？

あなたが、39,500円の自動車
税を一年間滞納すると延滞金は、
一年で約5,300円もかかります。

●13年度の自動車税の納期限は、5月31日(木)です。

納期限を過ぎてもお支払いいただけないと延滞金がつくほか、滞納処分(差押)の対象にも
なります。自動車税は車検時ではなく、必ず納期限までに納めてください。



主税局のタックス・タクちゃん

車検時納付はNO!

- 自動車税の課税についてのお問い合わせは
東京都自動車税総合事務所 TEL 03-5985-7811~3
テレフォンサービス TEL 03-5985-7815
- 自動車税の滞納についてのお問い合わせは
主税局徴収部徴収指導室 TEL 03-5388-3023
- 東京都主税局ホームページ
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

自動車税のトラブル防止



Q 納税証明書を紛失してしまい、車検が受けられない。どうしよう？

A 都内の都税事務所・自動車税総合事務所・自動車税事務所・支庁で交付します。納税証明書は自動車税納税通知書の左側に添付されています。大切に保管してください。

Q 転居して住民票を移したのに、納税通知書が届かない。どうして？

A 住民票を移しただけでは、納税通知書の住所は変更になりません。新住所所管の陸運支局、または自動車検査登録事務所に住所変更の登録手続きをしてください。

Q 既に自動車は売ったのに、自動車税の納税通知書が届いた。なぜ？

A 陸運支局等に移転の登録はされましたか？ 自動車税は、毎年4月1日現在の登録名義人である所有者等に課税されます。移転の登録が行われていしないと、元の所有者に課税されます。

※東京都では、「自動車税の滞納整理」に力をいれています。

5月31日の納期限を過ぎてもお支払いいただけない方には、ご住所管内の下記都税事務所から、電話・文書等によりお支払いをお願いするほか、職員がご自宅等に直接お伺いして自動車税のお支払いをお願いしています。

03-3252-7141

都税事務所	問い合わせ先	都税事務所	問い合わせ先
千代田都税事務所	03-3257-7141	豊島都税事務所	03-3981-1211
中央都税事務所	03-3553-2151	北都税事務所	03-3908-1171
港都税事務所	03-3453-3211	荒川都税事務所	03-3802-8111
新宿都税事務所	03-3369-7151	板橋都税事務所	03-3963-2111
文京都税事務所	03-3812-3241	練馬都税事務所	03-3993-2261
台東都税事務所	03-3841-1271	足立都税事務所	03-3882-2111
墨田都税事務所	03-3625-5061	葛飾都税事務所	03-3697-7511
江東都税事務所	03-3637-7121	江戸川都税事務所	03-3654-2151
品川都税事務所	03-3774-6666	青梅都税事務所	0428-22-1151
目黒都税事務所	03-3711-2141	八王子都税事務所	0426-44-1111
大田都税事務所	03-3733-2411	町田都税事務所	042-728-5111
世田谷都税事務所	03-3413-7111	立川都税事務所	042-523-3171
渋谷都税事務所	03-3463-4311	府中都税事務所	042-364-2281
中野都税事務所	03-3386-1111	小平都税事務所	0424-64-1515
杉並都税事務所	03-3393-1171		